ムヘカラス殊ニ童児ニ於テ然リトス」と、患者に近づかないことをあげている。

さらに、大阪でハンセン病の治療薬「癩治丸」を販売する森吉兵衛は、『通俗癩病物語』(1887年)のなかで、小林廣『治癩新論』、松田源徳『治癩訓蒙』に依拠して「此病は伝染性を有し遺伝性を兼ねたる一種慢性の汎発全身病」と記している。

同じく、東京でハンセン病の治療薬「列布羅治圓」を製造販売する大木幸太郎は、『列布羅治圓 癩病特効薬養生書』(1892年)のなかでは、「此病は遺伝のみにあらずして伝染或は他病に続発し或は自発するものなり」と述べるに止まるが、3年後に刊行した『癩病自論言』(1895年)では、アルマウェル・ハンセンの名前をあげ、「氏は少壮の頃より深く本病を研究し遂に癩病は一種の黴菌に原因する事を発見し且右黴菌は癩性患者の血液中に存在するを以て今哉確定不動の高説なるに至れり」と断言するに至っている。さらに、大木は「当今其遺伝は十中の二三にあり 其他は皆自発或は伝染に由るものなるべし」「其自発を催し伝染を助ものは疱瘡痲疹疥癬梅毒頑癬癜風及び頑固の皮膚病其他姙娠打撲等なり」と説明している。

以上、1880年代において、すでにアルマウェル・ハンセンの癩菌発見に依拠して、ハンセン病の 発症を感染としても理解する見解が存在していたことは明らかである。

3. 遺伝説

しかし、こうした感染説の主張に対し、遺伝説が唱えられていたことも事実である。そのひとりがハンセン病専門の東京衆済病院(1885年開設)の院長荒井作である。荒井はハンセン病の研究のため1876年から「各国ニ漫遊シ数百ノ該患者ニ就テ実験考究」し、1882(明治15)年には「印度ノ患者ニ就テ大ニ得ル所」あったという。こうした実績を背景に、荒井は『治癩経験説』(1890年)を著わし、ハンセン病について「不治ノ症ニ非ス又遺伝病ニ限ラサル事ヲ確診」したと述べている。遺伝病に限らずということは、荒井がハンセン病の遺伝性を否定していないことになる。荒井は、ハンセン病は「遺伝ト特発トソノ数各半」であり、「特発ノ原因」を「打身損傷切傷皮膚病黴毒ノ固治」が起こす麻痺に求めている。ここには感染はあげられていない。

また、荒井は、同じく 1890 (明治 23) 年に『癩病蔓延ノ予防及ビ癩病家ノ注意書』を刊行している。荒井は、1885 (明治 18) 年以来、衆済病院で診察した 4000 名以上のハンセン病患者のなかで「山形県ヨリ来ル患者ハ最モ重症ニシテ其過半数ハ皆ナ盲目ナリ」との判断により、1890 (明治 33) 年 7 月 20 日、山形県に赴き、県衛生課員とともに県内を視察、その際、県知事の「予防法等 ヲ一般人民ニ示シ置キ度」という勧めで、この小冊子を著わしている。

荒井は、このなかで、「余ノ実験上ニ於テハ伝染性ニアラズ」と明言、その根拠として「余ハ癩病 患者ヲ数年間取扱ヒ毎日癩病ノ血液余ガ身体ニ触ルヽと雖ドモ更ニ伝染ノ模様ナシ」という事実を あげている。では、ハンセン病の原因は何かというと、前著同様「些少ノ麻痺ョリ起ルモノニシテ 其麻痺ノ起因ハ大約打身創傷及ビ切傷腫物等ョリ兆ス」と説明している。そして、山形県下の調査 により、患者の4割が遺伝性であるとの結論を出している。

さらに、皮膚科の医師である小田耕作(不学)は、『癩病病理弁妄』(1891年)において「癩病ハ遺伝毒(則チ胎毒)ニ係リ决シテ伝染病ニ非ザル」と明言する。感染説を否定する根拠は、夫婦間